

「イスラム国」(IS) と国家の成立要件

— ISは国際法上の「国家」か? —

“Islamic State”(IS) and the Criteria for Statehood

— Is IS “a State” in International Law ? —

戸田 博也

Hiroya TODA

イスラム教スンニー派過激派武装集団である「イスラム国」(IS) (以下、「イスラム国」とする) は、国際法上の「国家」と見なしうるのか。

国際法上「国家」というためには一定の成立要件が必要となる。まず、国際法上の国家の成立要件を論じる際に、多くの教科書や論文で引き合いに出されるのが、1933年の「国家の権利義務に関するモンテビデオ条約」第1条である。同条は、「国際法上の人格としての国はその要件として、(a) 永続的住民、(b) 明確な領域、(c) 政府、及び (d) 他国と関係を取り結ぶ能力を備えなければならない」と規定する。

多くの日本における国際法の教科書が、この (a) から (d) の「4つの要件」を、諸国家に受け入れられた一般的な要件としている。

ところで、国家領域の一部が分離独立する等により新国家が成立するという文脈で、「国家」になろうとする実体に対して、既存の国家による国家承認が行われる。既存の国家は国家承認を行う場合、当該4要件に従って判断することになるのであり、4要件を詳細に熟知しておく必要がある。ところが、日本の国際法学者による論文や教科書では、この4要件についてあまり詳細な議論がなされてきていない。したがって、本稿では、この4要件について詳細な分析・検討を行う。さらに、「イスラム国」は上記4要件を満たした存在なのだろうか。それとも、満たしていないのだろうか。この点も、考察の対象とする。

本稿における検証の結果、以下のことが指摘できる。イスラム国は、モンテビデオ条約が示す国家の4要件、すなわち、①永続的住民、②明確な領域、③政府(実効的支配を行う政府)、④他国と関係を取り結ぶ能力(外交能力)、という要件から判断した結果、①と②の要件は満たしているが、③と④の要件は満たしていないと判断しうる。したがって、「イスラム国」は国際法上の「国家」ではないという結論に至る。

1. はじめに

無辜の一般市民を人質にとり殺害し恐怖を振りまくような集団である「イスラム国」(IS) (以下、「イスラム国」とする) を「国家」とみなすべきではない。「イスラム国」

という表現は「一定の実体(過激派集団)を『国家』として扱っている」という既成事実を作り上げることになるので使用すべきではない。このような説明が、一方的な「イスラム国」樹立宣言が行われた2014年6月以来、ニュースキャスターから報道の中で、また、識者のコメントや記述の中で頻繁に繰り返されてきた。

では、ここでいう「国家」とは何か。何を持って「国家」と称しているのか。

そもそも、国際法上「国家」というためには一定の成立要件が必要となる。まず、国際法上の国家の成

連絡先：戸田博也 htoda@cis.ac.jp

千葉科学大学危機管理学部危機管理システム学科

Department of Risk and Crisis Management System, Faculty of Risk and Crisis Management, Chiba Institute of Science

(2015年9月30日受付, 2015年12月21日受理)

立要件を論じる際に、多くの国際法の教科書や論文で引き合いに出されるのが、1933年の「国家の権利義務に関するモンテヴィデオ条約」第1条である。同条は、以下のように規定する。

「国際法上の人格としての国はその要件として、(a) 永続的住民、(b) 明確な領域、(c) 政府、及び (d) 他国と関係を取り結ぶ能力を備えなければならない。」

多くの日本における国際法の教科書が、この (a) から (d) の「4つの要件」を、諸国家に受け入れられた一般的な要件としている¹⁾。

ところで、国家領域の一部が分離独立する、連邦(連邦国家)が分裂・解体する、複数の既存国家が合併する等により新国家が成立するという文脈で、「国家」になろうとする実体に対して、既存の国家による国家承認が行われる。この国家承認については、従来から創設的效果説と宣言的效果説の大きな対立があったが、現在に至っては、ほぼ宣言的效果説が通説とあって良いであろう²⁾。19世紀に支配的であった創設的效果説の要諦は、新国家となろうとする実体は国家の成立要件(4要件)を満たしても、既存の国家による承認がなければ、国家とはみなされないというものである。つまり、国際法上の国家となるためには、4要件プラス「承認」という要件が必要ということとなる。これに対して、宣言的效果説は、端的に言うところ「承認」を要件とみなさない。つまり、4要件が揃った段階で、新国家になろうとする実体は国際法上の「国家」とみなされることになり、既存の国家による承認は、外交関係の開設や条約関係の設定などの承諾の前提となることを意味する政治的效果しか有しない。宣言的效果説は、このような政治的效果を強調するのであるが、法的意味合いをまったく持たないというわけではない。4要件が満たされたかどうかの判定、すなわち4要件が満たされているとする事実認定がなされて、初めて新国家の成立となるのであり、誰が判定(事実認定)するのかという問題が生じる。集権化された国内法の世界(国内社会)であれば、裁判所が行うのが一般的であろうが、分権的な国際法の世界(国際社会)では国際司法裁判所(以下、ICJとする)等にこのような権限はない。したがって、分権的な国際社会では、裁判所(裁判官)の役割を社会構成員である個別国家それぞれが担うしかなく、宣言的效果説に基づく国家承認は、4要件が揃ったかどうかを判定する、すなわち事実認定を行う法的機能を果たすことになる。あくまでも、承認は、4要件が揃ったかどうかの確認であり、承認によって国家を創設するという意味ではない。この点で、4要件が揃っても、「承認された」という要件が満たされなければ国家とはみなされないとする創設的效果説とは一線を画す³⁾。

以上より、宣言的效果説の下では国家承認を行う既存の国家は、そのような裁判官的な役割を担うことになるのであるが、その役割を果たすためには、当該国家は4要件を詳細に熟知しておく必要がある。ところが、日本の国際法学者による論文や教科書では、この4要件についてあまり議論がなされてきていない。したがって、本稿では、この4要件について分析・検討してみようと思う。

さらに、「イスラム国」は上記4要件を満たした存在なのだろうか。それとも、満たしていないのだろうか。この点も、考察の対象とする。

2. 永続的住民

「永続的(永久的)住民」(モンテヴィデオ条約が挙げる第1の要件)とはそもそもいかなる基準であろうか。逆の言い方をすれば、「永続的でない住民」とは何なのだろうか。各国それぞれによる自国民であることの認定(国籍付与)は、本来、国内管轄事項である。しかし、ノッテボーム事件・ICJ判決が示すように、他国に国際法上対抗するためには「真性な結合」(genuine connection)が必要であり、国籍を有する国に居所も構えず、家族もいず、ほとんど他国にいて活動しているような者(特に、経済活動を行っているような者等)は、当該国籍国と「真性な結合」があるとはいえないのであり、そのような者は永続的住民ではない。つまり、新国家であると宣言する主体が、ある者に国籍を付与して自国民であるとしたとしても、「真性な結合」のない者は国際法上自国民(永続的住民)とはいえない⁴⁾。

「永続的住民」という要件についてBrownlieは次のような説明を行う。「この基準(永続的住民という基準)は、領域の基準と関連させて用いるよう意図されており、安定した共同生活体を意味する。組織された共同体としての物理的基盤を欠く場合、国家の存在を立証することは困難なので、この基準は証拠として重要である。」とする⁵⁾。つまり、永続的住民が存在するという事は、その住民が居住する一定の領域が存在するという事になる、ということであろう。永続的住民という要件は、一定の領域が存在することの証明にもなっているものであり、重要な要件である。

それでは、永続的住民の要件には、何人以上という要件が課されるのであろうか。特に、人口数についての規則はない。例えば、きわめて人口の少ない国家として挙げられるのが、パチカン市国(799人[2014年])、ツバル(10,000人[2014年])、ナウル(10,000人[2014年])、パラオ(21,000人[2014年])などである。ツバル、ナウル、パラオについては国連加盟国であり、永続的住民の数が少ないから国家ではないという扱いは受けていない。また、パチカン市国については、「恒常的ではなく職業的な人口であるため、その国家性について問題があ

る」という指摘もあるが⁶⁾、多くの諸国と外交関係を有し、国際条約を締結し、国際機構に加盟している(ただし、国連加盟国ではない)という実態もある(ただし、実際にはイタリアが多くの国家的機能を果たしている)、とする見解もある⁷⁾。バチカン問題は単に住民の数を理由とし、通常の家ではないとするものではなく、宗教色を帯びた特殊な国家であることを理由として、通常の家とは異なる特殊な「国家」と捉えるべきであろう。つまり、バチカンはあくまで「国家」のカテゴリーで捉えるべきではあるが、極めて特殊なものとして位置付けるべきである。

3. 明確な領域

通常、国家は一定の領域を有し、排他的な支配を行う。それでは、国家の成立要件としての「明確な領域」(モンテヴィデオ条約が挙げる第2の要件)とはいかなるものであろうか。

この点につき、大陸棚境界画定に関するリーディングケースである北海大陸棚事件・ICJ判決において参照すべき箇所があり、以下の部分は対象箇所の引用である。

「1つのまとまりとみなされる、一定の区域に付属することが、その区域の境界の明確な画定を支配することになるということは決してないのであって、それは、国境について不明確であることが領域権に影響を与えることがありえないのと同じである。例えば、国の陸上の国境は十分に画定されかつ確立されなければならないという規則は存在しない。また、国際連盟へのアルバニアの加盟の事例によって示されるように、大抵は、さまざまな場所でそして長期にわたって国の陸上の国境は画定・確立されないのである。」⁸⁾

この判決から考察すると、当事国の主張が錯綜する国境(領域)紛争は、明快な法的結論が出ない場合も多く、国境の境界についてそのような不明確な部分が多少はあるとしても、大枠で国境線の画定ができていれば良いのであり、一定領域の大部分を一貫して支配し続けることが肝要であるということがいえるのではないだろうか。つまり、「明確な領域」という要件は、「明確」性を厳格に解するものではなく、「大枠で国境が画定された領域」というものであろう。

また、領域の支配については、国際法上領域主権の概念がある。領域主権とは、「国家の有する主権(国家主権)のうち、国家が自国の領域(すなわち領土・領海・領空)に対して有する排他的権利を意味する」⁹⁾ものである。

領域主権のリーディングケースとしては、パルマス島事件があり、以下の部分はその引用である。

「領域主権は……国の活動を表示する排他的権利を含むものである。この権利は当然の結果として義務を伴う。すなわち、自国領域内で他国の権利を保護する義務、とりわけ各国が外国領域内で自国民のために主張することが許される権利を保護する義務に加え、平時及び戦時において他国が有する保全及び不可侵の権利を保護する義務である。事情に応じた方法で領域主権を表示することにより、初めて、国はこの義務を履行することができる。領域主権は、他国の活動を排除するという消極的役割に止まることができない。なぜなら、領域主権は、国際法がその擁護者となる最小限の保護をすべての点につき各国に保障するために、人間の活動が繰り広げられる空間を各国に配分する役割を担うからである。」¹⁰⁾

上記「パルマス島事件」常設仲裁裁判所判決の趣旨は、領域主権とは、「領域」を基軸に他国の干渉を排除するものであり、領域主権を有する国は、自国「領域」内では自由な支配権を行使しうるが、この支配権の行使には義務(領域使用の管理責任)が伴うというものである。ここで言う「領域」とは、領土、領海、領空からなり、国境線で仕切られた一定のエリアのことである。国境線で区切る、すなわち国境を画定していることが前提となるものである。しかし、多くの国が国境紛争を抱えている現状に鑑みると、大枠で国境線の画定ができていのであれば問題はないのであり、多少の不明確さは問題とはならない¹¹⁾。

また、国家に必要とされる領域、特に領土の広さについて規定する国際法規則は特に存在しない。すなわち、人民が定住し国家という共同体を前提とした生活を営みうる一定の広さの領域であれば、問題ないものといえる¹²⁾。

4. 政府(実効的支配を行う政府)

国家は、一定領域を一般的に支配しうる実効的政府(統治制度)を確立していなければならない。この「実効的政府」の要件とはいかなるものであろうか。ある一定の領域に一定の永続的住民がいるだけでは単なる烏合の衆であり、国家とはいえない。そのような人民を統治する組織体、すなわち政府が必要となる。その政府が、「飾り」ではなく、「中身のあるもの」として、すなわち「実効的政府」としてみなされるためには、何が必要なのであろうか。

4.1 実効的政府の射程

まず、実効的政府の射程を議論してみたい。つまり、この第3の要件は、対内的(国内的)な実効性のみを射程にするのか、それとも、対外的(諸外国との関係)も含めた実効性なのかである。

Akehurst=Malanczukは次のように説明する。「政府

による支配から生じる2つの側面がある。1つは対内的なものであり、もう1つは対外的なものである。対内的には、政府の存在は、憲法的自律性の意味で法秩序を確立しかつ維持する能力を意味する。対外的には、それは、国際法秩序内で法的に他国に従属することなく、国際的平面で自律的に活動できる能力を意味する。」としている¹³⁾。また、小寺彰教授は、国家の要件を「①永久的住民、②明確な領域、③政府の3つである」とし、モンテビデオ条約が挙げる第4の要件である「他国と関係を取り結ぶ能力」(外交能力)については、「『政府』の中の一要素として含んでいる」としている¹⁴⁾。

つまり、Akehurst=Malanczukならびに小寺彰教授は、第4の要件を第3の要件と別個に議論するのではなく、第3の要件の中で第4の要件も議論するというスタンスを採る¹⁵⁾。

それに対して、多くの国際法学者はモンテビデオ条約の4つの分類に習い第3の要件と第4の要件を分けて議論するスタンスを採る。例えば、Brownlieは次のように説明する。「ここでの目的のための国家の最も簡潔な定義とは、一定地域において法秩序を維持する安定した政治的共同体ということになる。中央集権的な行政機関と立法機関を備えた実効的政府の存在は、安定した政治的共同体の最も良い証拠である。」としている¹⁶⁾。「安定した政治的共同体」という言い方は、対外的側面(外交能力)は視野に入れず、対内的側面(国内統治)から見た「実効的政府」の捉え方といえる。

上記の考察からすると、「3要件で議論するスタンス」と「4要件で議論するスタンス」では、国家性(国家であること)の内容を3つに分けて議論するのか、4つに分けて議論するのかの手段的な違いでしかなく、実質的には異なるものではない。ただし、国際法上の議論を進めていく際には、あえて4つ目の要件である「他国と関係を取り結ぶ能力」(外交能力)は分けて議論したほうが、つまり国内的平面と国際的平面を分けて議論したほうが「分かりやすい」という実利があるのではないだろうか。つまり、「分かりやすい」ということは国際法の現実的な実施の側面で特に重要で、国際法に基づいた判断を求められる国の政策決定者は、「分かりやすく」なければ使いにくいのである。行為規範としての国際法の役割を重視すれば、かなり重要な意味合いを持つ。

したがって、本稿では4要件として議論していくスタンスを採るが、実効的政府の要件については、国家の対内的側面を説明する要件として検討するものとする。

4.2 実効的支配のない政府

実効的な支配を行っていない名目的な(形ばかりの)政府では、もちろんであるが、実効的政府の要件を満たさない。Akehurst=Malanczukは2つの実例を挙げてお

り、以下、検討を行う。

まず、フィンランドのケースであるが、1920年に「フィンランドの地位」に関する報告書を提出した(国際連盟)国際法律家委員会(the International Committee of Jurists)は、次のように述べる。

「(フィンランドは、)安定した政治機構が創設されるまで、また公権力が外国軍隊の支援なしに国家領域の隅々まで自己主張できるほど強力になるまで(法的意味において主権国家ではなかった)。内戦が終結し、外国軍隊が同国を退去し始めたのは1918年5月であったと思われる。したがって、それ以降、秩序ならびに政治的及び社会的生活を徐々に再確立することは可能であったであろう。」¹⁷⁾

すなわち、1918年5月以降については、実効的政府の要件を満たしうるが、それ以前(外国軍隊の支援なしに国家領域の隅々に至るまで自己主張できない時点)は満たしていないとしている。

次に、パレスチナのケースである。1988年11月15日、パレスチナ国家評議会は、パレスチナ独立国家の樹立を宣言し(パレスチナ解放機構[PLO]議長アラファトを大統領とする)、これにより、「実効的支配を完全に確立していない領域実体」を国家として承認することができるかどうかという現実の法的問題が提起されたケースである¹⁸⁾。

つまり、「全く実効的支配ができていない実体」を国家承認するかどうかの案件なので、実効的政府の要件は満たしていない最たる実例といえる。状況の背景としては、特に、第三次中東紛争(1967年)後、国連総会のパレスチナ分割決議で本来「アラブ国家」とされていた領域の中核であるヨルダン川西岸、ガザ地区等をイスラエルが占領している(つまり、アラブ人のパレスチナ国家は全く実効的な支配をしていない)という状況での「パレスチナ独立国家樹立宣言」である。

Akehurst=Malanczukは「パレスチナ組織が1988年に宣言した『パレスチナ国家』は、その主張する領域に対する実効的支配を欠いていたために、国家ではなかった」と述べている¹⁹⁾。また、王志安教授は「国際社会は、基本的にパレスチナ人民の国家創設の権利を認める一方、現にそうした国家(実効的政府の要件を欠いた国家)が事実上存在していないという立場を採っている」としている²⁰⁾。両者いずれの見解も、パレスチナ国家は、実効的政府の要件を満たしておらず、国際法上の国家とはみなせないことを説明するものである。

4.3 実効的支配の要件の緩和

政府による「実効的支配」の要件が、厳格には適用さ

れていないケースとしては、ソマリアの事例を挙げることができる。

1969年のクーデターで政権を掌握していたバレ政権が1991年に崩壊し、それ以降、ソマリアは、全土を実効的に支配する政府が存在しない状態に陥った。いわゆる、破綻国家と称される状況である。しかし、国連や国際社会の後押しを得て、2012年8月に暫定憲法を採択し、新連邦議会が招集、9月にハッサン・シェイク・モハムッド大統領が選出され、10月にアブディ・ファラ・シルドン首相が就任、11月に新内閣が発足し、21年ぶりに統一政府が樹立した²¹⁾。すなわち、1991年から2012年8月までの間の21年間はソマリア全土の実効的な支配を行う政府は存在しなかったのであるが、ソマリアは「国家」ではなくなったという扱いをいずれの国からも受けているわけではない。「実効的支配」の要件を厳格に適用すれば、「国家」ではなくなったとする認定がなされても良いのであるが、破綻はしているがあくまでも「国家」としての継続性を維持しているものとして他の諸国から扱われているものといえる。

また、かなり違った側面のものであるが、第2次世界大戦中にナチス・ドイツからポーランド、ベルギー、フランスなどの西ヨーロッパ諸国が占領された事例について考えてみる。ポーランド、ベルギー、フランス等の国は全領域を占領されたことになり、各国独自の実効的政府は存在しなくなったわけであるが、そのような戦時において敵国が仮に全領域を占領したとしても、当該被占領国は、その同盟国が敵国と戦争を継続し、占領を終了させようとしている限り、「国家」として存在し続けるという事例といえる²²⁾。

さらに、第2次世界大戦後の日本とドイツの事例であるが、連合国は、日本とドイツの占領について両国の「国家」としての地位を終了させるという扱いにはしていない²³⁾。

上記事例からすると、既存国家がある状況下で政府による「実効的支配」の要件を欠落する場合と、既存国家からの分離独立により国家になろうとする実体に「実効的政府」の要件が欠落する場合とでは、国際法上少し違った理屈の組み立て方となる。

既存国家における政府の「実効的支配」の欠落は、それが「一時的」である可能性もあり、政府の「実効的支配」の回復の可能性も視野に入れる必要がある。さらに言うと、もともとの政府とは違った政府が「実効的支配」を回復させてもかまわない。これは、国家承認と政府承認の違いから導くことができる。例えば、既存国家の「元の政府」とは「異なる政府」がクーデター等で成立し、「実効的支配」を確立(回復)することも可能であり、そこで既存国家の正式な政府が新政府(元の政府とは異なる政府)であるということになれば、既存国家はそのま

ま「国家」としての地位が維持されることとなる。政府(の形態)は変更しても国家は変更しないとする「国家継続の原則(または、国家同一性の原則)」が機能する部分である²⁴⁾。国家継続の原則の背景には、法による社会秩序の安定性を読み込むことができ、国際法の生得的主体である「国家」がぐらぐら変わることを避ける利益を反映するものといえる。したがって、既存国家がある状況下で政府による「実効的支配」の要件を欠落する場合については、即座に国家性を剥奪されることにはならない²⁵⁾。

それでは、既存国家からの分離独立により国家になろうとする実体に「実効的政府」の要件が欠落する(または十分に満たされていない)場合はどうであろうか。国家継続の原則の背景となる法による社会秩序の安定性という発想からすると、政府の「実効的支配」の要件は厳格に適用されることにならざるを得ない。すなわち、既存国家による国際秩序を安定させることを重視する方向性からすれば、既存国家の秩序を壊して新国家になろうとする実体には、容易には国家性を付与しないという理屈にならざるを得ない。しかし、植民地支配から脱するために人民自決権の行使として分離独立するという場合には、政府による「実効的支配」要件の厳格な適用は緩和されなければならない。

独立を求める実体が既存国家から分離することを禁止する国際法規は存在しない。また、人民自決権の行使としての分離独立の場合を除き、本国が当該実体の分離運動を鎮圧することを禁止する国際法規も存在しない。したがって、闘争の結果として分離独立が達成されようと思われまいと、その結果については国際法上合法的なものとして受け入れられることとなる²⁶⁾。人民自決権の行使としての分離独立の場合を除き、ある実体の分離独立の運動を鎮圧するために本国が戦闘を依然として継続している状況下においては、当該実体は、当該領域を十分実効的に支配している(そして、その支配が確実に永続するであろう)と判断することはできない²⁷⁾。

4. 4 政府(統治)の形態

国際法は、国家を運営する政府の形態(内部的政治構造)については、原則として特定の形態を要求していない。すなわち、民主主義および法の支配に基づくもの、共産主義に基づくもの、イスラム教に基づくもの、君主制または共和制に基づくもの等、いずれの統治形態をも国際法は否定しない²⁸⁾。

実効的支配の要件における「支配」のあり方には、特別な形式が求められるわけではなく、いかなる形態の政府であれ、実効的な「支配」ができていれば、国際法上問題はない。つまり、いかなる形態の政府を選択するかは、国家の国内管轄事項(国内問題に属する事項)といえる。ヨーロッパ公法と言われていた近代国際法(ヨー

ロッパ諸国のための法)とは異なり、現代国際法は多文化社会の1つの絆(いわば、コミュニケーション・ツール)としての役割を有する法(価値観の異なる全世界の諸国のための法、すなわち異質の価値を有する諸国が最大公約数として一致しうる正義を体現するもの)と捉えうる²⁹⁾。その現代国際法の特徴を多分に反映するものとして国連憲章があり、国連憲章は、国連加盟国になるための要件として、特定の形態の政府を有する国家であることを必要条件とはしていない。すなわち、国連憲章第4条は、「国際連合における加盟国の地位は、この憲章に掲げる義務を受諾し、且つ、この機構によってこの義務を履行する能力及び意思があると認められる他のすべての平和愛好国に開放されている。」と規定しており、民主的政府であるとか、立憲的政府であるというような条件設定は何もないのである。

5. 他国と関係を取り結ぶ能力(外交能力)

モンテヴェデオ条約で規定される第4番目の国家の資格要件である「他国と関係を取り結ぶ能力」(外交能力)について検討する。この要件は、「独立」(independence)、「主権」(sovereignty)という用語・概念で説明される場合もある³⁰⁾。

「他国と関係を取り結ぶ能力」とは、自主的・実効的な政府の存在を前提としたものであり、「独立」の概念の法的表示である「外交能力」を意味する³¹⁾。砕けて言えば、他国から「独立」した存在である「主権」国家というのは、他国と対等に渡り合う「外交能力」を有していなければならない、ということになる。

問題は、「他国と対等に渡り合う『外交能力』を有する」という部分にはいかなる意味合いが含まれるかである。

5. 1 他国から「独立」した存在であること

まず、「外交能力」を行使しうる存在であるということとは、他国から「独立」した存在であるということである。この「独立」をより詳細に検討すると、「独立」した存在とは、国家であるということは他国の法秩序から独立していなければならないのであり、独立した存在に対して仮に他国が法秩序を及ぼそうとして干渉する場合や国際機関が干渉する場合は、国際法に基づくものでなければならないこととなる、ということである³²⁾。

「独立」した存在であることが疑わしい状況が生じうることもある。例えば、ある実体が行政上ならびに立法上の機関を有し、対外関係を当該機関を通じて処理し、固有の裁判制度と法制度、とりわけ固有の国籍法を有する場合には、国家性について一応の証拠が存在することとなる。しかし、傀儡政権として国家を樹立させ、事実上外国支配が行われる場合には、国家性についての一応の証拠が存在したとしても、当該実体は「独立」した存在

であるとは認められない³³⁾。この実例としては、第二次世界大戦前の日本による「満州国」のケースを挙げることができる³⁴⁾。

問題となるのは「満州国」のような分かりやすいケースではない場合である。さまざまなバリエーションを含むのが従属国の問題である。従属国とは、2国間の力関係(すなわち軍事・政治・経済的な力)が不均衡な場合に、弱小国の対外関係の処理について強大国が介入し、支配・服従という上下関係の下に置かれる弱小国のことをいう。問題は、この従属関係の複雑さにある。この従属関係のあり方は一様ではなく、その設定時における関係国の合意の内容、個別の事情とその後の展開に左右されることとなる。例えば、保護関係設定条約またはその他の形式の合意に基づき、強大国(保護国)が弱小国(被保護国)の一切の対外関係の処理について、被保護国の名においてかつそれに代わって権能を実際に行使し、さらには、指揮・監督する権能を取得する場合(完全な支配・服従関係)もある。また、保護国が、被保護国と第三国との重要な条約の締結に関してのみ介入する権能を有する場合もある。いずれにしても、被保護国が外交関係の処理について自主的な決定権を全く有さず保護国の意思に強制的に従属させられるような状態が生じれば、外交能力(独立性)を失い、当該被保護国は、国際法上の「国家の資格要件」を欠くことになる。今日では、国家間で外交能力の欠如となるような支配・従属関係は違法・無効なものとして解消され、またそのような支配・従属関係の新たな設定を行うことも禁止されているものと捉えうる³⁵⁾。

5. 2 国際法を遵守する意思と能力

次に、「外交能力」の要件には、「国際法を遵守する意思と能力を有する」という要素が含まれるという見解についてである。

この点について、高野雄一教授は、国家の成立要件として、3要件(永続的住民、明確な領域、実効的政府〔外交能力を含めた実効的政府〕)で説明するスタンスを採りつつ、次のように述べている。「しっかりした政府、実効的な政府というのは、自立性、永続性のある政府である。他の権力によって支えられあるいは支配されている政府とか、明日の運命が定かでないような政府ではだめである。この自立性、永続性のある政府は、一定の地域の人民を代表して国際社会に登場するに当たって、国際法を遵守する意思と能力を求められる。頑なに鎖国するとか、他国の侵略征服を意図するような政府であってはならない。これは国際法の支配する国際社会に登場するに当たっての当然の要請である。」と主張する³⁶⁾。さらに、同教授はここで意図する「国際法」に関して次のように限定的に述べる。「この場合の国際法というのは

一般的基本的な法関係であり、個々の国際条約が定めるあれこれの法関係、権利義務ではない。国家の主権平等に立脚する基本的な国際法秩序であり、そこで現代とくに問題にされるのは、国連憲章(さらに国連総会の「友好関係国際法原則宣言」)が基本目的とするもの、すなわち、平和の維持と共に人民の同権と自決の原則、差別のない人間の自由と人権の尊重などである。」と主張する³⁷⁾。

高野教授は、(国家の成立要件を4つの要件で捉えるスタンスにおける)「外交能力」の要件に該当する部分を構成する要素として「国際法を遵守する意思と能力」を挙げていると捉えることができ、さらにそこでの「国際法」とは現代国際法の基軸となる一般国際法上の基本原則、ならびに、「国際公法秩序」(international public order)を構成する国際法規則(すなわち対世的義務・強行規範に関連する国際法規則)に限定する、と解しうる主張であり、非常に明快かつ説得的なものである。つまり、「国際法」共同体の中で生きる諸国のあり方としては、「一般国際法上の基本原則ならびに『国際公法秩序』を構成する国際法規則」すら平気で無視するような実体とは、国家間関係を持つとする国家はありえないと思われ、そうである以上、そのような実体は対外関係を処理する能力を有しないとみなされることとなり、「外交能力」の要件は満たしえないとみなさざるをえない。

6. 「イスラム国」は国際法上の「国家」か?

上記で詳細に検討してきたように、国際法上の「国家」であれば、4つの国家の成立要件を満たしている必要がある。それでは、「イスラム国」はどうであろうか。現在進行形の事象である部分も多々あるが、まず、今現在までの現状を概観してみることとする。

6. 1 「イスラム国」の現状

2013年4月、指導者をアブー・バクル・アル=バグダディとするイスラム教スンニー派過激派武装集団は、「イラクとシャーム(シリア)のイスラム国」(ISIS)と名乗り始める。別名、「イラクとレバント(東部地中海沿岸地方)のイスラム国」(ISIL)と称される場合もある。その後、ISISは、イラクとシリアで勢力を拡大しつつ、2013年11月にアルカーイダからの離脱を表明する。

2014年1月にイラクの首都近郊の主要都市ファルージャを制圧し、6月にはイラク北部の同国第2の都市モスルを陥落させる。

このような流れから、ISISはシリア東部とイラク北西部に広大な支配地域を獲得し、2014年6月29日に「イスラム国」(IS)の樹立を宣言した。すなわち、「イラクとシャーム(シリア)のイスラム国」(ISIS)と名乗っていた武装集団が、組織の名称を「イスラム国」(IS)と変更して、一方的に独立国家を宣言したこととなる。ただし、

国際社会において、欧米諸国は当然であるが、他のイスラム教の諸国でさえ、「イスラム国」を国家として承認するという動きは全く見られない。

「イスラム国」は、2014年6月29日の時点で、同国が武力制圧していたシリア北部のアレッポからイラクの首都バグダッド北方のディヤラ県までを「領土」とし、首都をシリア北東部のラッカ(ラッカ市の人口は2011年3月前には約40万人)と定め、「行政」まで行っている³⁸⁾。

6. 2 国際法上の「国家」の成立要件を満たしているのか?

以上の経緯を踏まえ、ここでは、国家の成立要件各々に関係する詳細な事実及び専門家の分析・認識を提示しつつ、要件ごとに検討していくこととする。

6. 2. 1 「永続的住民」の要件の充足は?

国際政治アナリスト・危機管理コンサルタントの菅原出氏は次のような分析を行う。「『イスラム国樹立』時点(2014年6月29日)で、イラクやシリアのIS支配地域には、中東・北アフリカからだけでなく欧州や中央アジア、東南アジアから1万人以上の外国人が『移住』していたと伝えられていたが、9月の国連安保理では、渡航規制決議を採択。イスラム過激派組織に加わることを目的にシリアやイラクへ渡航することを規制することで合意した。この決議に基づいて、全ての国連加盟国が自国民のシリア渡航を規制する何らかの措置をとることが義務づけられた。」とし、「日本では10月、シリアに渡航しようとしたとして、北大の学生が『私戦及び陰謀罪』の容疑で事情聴取を受けた。同じように各国とも新法を導入し、新たな規制を設けるなどして対策を強化した。」としている。

また、菅原氏は次のように説明を続ける。「しかしその後の国連の調査では、2015年3月までに外国に渡った戦闘員の数は2014年中頃に比べ世界全体で71%増加し、世界100カ国から2万5000名を超えるという事実が判明。国連の報告書はシリアとイラクには2万人が渡り、その大半がイスラム国に加わったと結論づけた。」とし、「驚くべきことに各国が規制を強化したにもかかわらず、実際にはISに加わる戦闘員の数はむしろ増加していた」と結論づける³⁹⁾。

以上の菅原氏の分析からすると、「イスラム国」樹立の時点で「イスラム国」支配地域に1万人以上の外国人が移住し、2015年3月までには外国の戦闘員約2万人が「イスラム国」に加わったということになり、「永続的住民」の要件、すなわち一定の領域の存在をベースにした「一定の住民の存在」の要件については、充足しているものと捉えうる。

6. 2. 2 「明確な領域」の要件の充足は？

前述した「イスラム国」が2014年6月29日の時点で「領土」とした部分について、イラク政府またはシリア政府が大幅な奪回に成功したという報道は一切ない。むしろ「イスラム国」は2015年5月に世界遺産の古代都市国家があるシリア中部パルミラを制圧しており、イスラム国はシリア北部のラッカを首都として主に北部と東部を支配下においてきたが、今春、北部アレッポで攻勢を強めるとともにシリア南西部の首都ダマスカス中心部に近い「ヤムルーク難民キャンプ」に侵攻するなど、勢いを増している、とする報道もある⁴⁰⁾。

本稿では先に分析したように、「明確な領域」の要件とは、「多くの国が国境紛争を抱えている現状に鑑みると、大枠で国境線の画定ができているのであれば問題はないのであり、多少の不明確さは問題とはならない」という結論に至っており、上記「イスラム国」の「領土」についての現状からすれば、「イスラム国」は「明確な領域」の要件を充足しているものと捉えうる。

6. 2. 3 政府(実効的支配を行う政府)の要件の充足は？

元外交官の国枝昌樹氏は「イスラム国」の「行政の現状」について、次のような説明を行っている。「イスラム国」支配地域から逃げてきた住人などの証言に基づくものであることを前提としつつ、『『首都』であるラッカをイスラム国が統治し始めた頃は、批判的な人物は殺されたり、トルコに脱出したりしました。飲酒は厳禁で、店舗も午後には閉店、夕刻の外出は制限され、情報をやりとりできる場所は近場でさえイスラム国が管理する『メディアセンター』のみだったそうです。』とし、「しかし、イスラム国は徐々に組織化していき、もともとその土地にあった施設を利用して独自の公共サービスや公共機関を設置。いまでは消費者を保護してくれる事務所もあるそうです。」と説明する。また、「銀行や発電所、礼拝所、商店を運営しているといい、貧困層や母子家庭には毎月一定額の援助をしているともいわれます。……住民にはパスポートを発給し、物価も低く抑えられ、価格操作をしようとする業者は罰せられ、裕福な人間には『イスラム税』という税金を課しているともいわれます。」と説明する。さらに、「イスラム国」は、2014年11月に、独自の金貨・銀貨・銅貨を発表した、としている⁴¹⁾。

しかし、このような状況にある「イスラム国」に対して、アメリカは空爆を開始した。高橋和夫教授は、この点につき次のような説明を行っている。「2014年8月、イラクでのイスラム国の勢力拡大を受けて、アメリカはついに空爆を開始しました。2011年にイラクから撤退したアメリカ軍が、空軍力の行使のみとはいえ、再び直接に軍事介入を行った」とし、「空爆の目的は2つ、北部

のクルド人地域とバグダードのイラク中央政府を守るため」であった、と説明する。また、2014年9月には、アメリカの空爆の範囲はシリア領土にも広がり、これは、「イスラム国に打撃を与えるには、シリアの拠点を叩く必要があるとアメリカが認識するようになったから」であり、「サウジアラビア、カタール、アラブ首長国連邦、バーレーン、そしてヨルダンのアラブ5カ国も爆撃に参加」した、と説明する。さらに、空爆だけでは「イスラム国」を倒せないという主張がなされていることに対して、同教授は、「イスラム国への空爆といっても、湾岸戦争のような派手な大規模な攻撃」ではなく、「湾岸戦争やイラク戦争では、1日に400波も攻撃を加えていたが、今回はせいぜい1日に数十波程度で、まったく密度が異なる、との認識も示している⁴²⁾。

以上の国枝氏および高橋教授の説明・分析から、イスラム国は「実効的支配を行う政府」の要件を充足しているかどうかを検討する。まず、「行政の現状」については、少なくとも外形上は、ある程度しっかりと支配しうる政府が存在するように判断しうるが、アメリカ軍等の空爆、さらにはそれ以上の展開により、イラク政府およびシリア政府が「イスラム国」の支配する地域に対して、実効的支配を取り戻す可能性は十分にあると判断することもできる。当該要件は、分離独立を主張する側より、既存国家の政府側に有利な推定が働くという分析を先述しており、すなわち、「既存国家における政府の『実効的支配』の欠落は、それが『一時的』である可能性もあり、政府の『実効的支配』の回復の可能性も視野に入れる必要がある」という分析を踏まえれば、依然として、「イスラム国」は、「実効的支配を行う政府」の要件を充足しているとは言い難いこととなる。

6. 2. 4 他国と関係を取り結ぶ能力(外交能力)の要件の充足は？

外交能力の要件は2つの構成要素から成立する。第1に、「他国から『独立』した存在であること」という構成要素であり、第2に、「国際法を遵守する意思と能力」という構成要素である。

第1の構成要素についてであるが、「イスラム国」は、どこかの国の傀儡政権でもなければ、従属国でもない。したがって、「イスラム国」は、第1の構成要素は充足している。

それでは、第2の構成要素についてはどうであろうか。「イスラム国」の国際法違反の行為としては、以下の事実が指摘されている。まず、アムネスティ・インターナショナルは、2014年8月19日に、「イラク北部で何十万という住民が、イスラム教スンニ派の武装組織『イスラム国』による民族浄化のために、自宅を追われている」と公表している。同年10月には、「イスラム国」は奴隷

制復活を宣言している。同年11月14日、シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会は、①ジュネーブ条約共通第3条および慣習国際法によって拘束される武装集団として、「イスラム国」は、文民および非戦闘員に対する義務に違反し、戦争犯罪に至っている、②「イスラム国」が実効的支配を確立した地域においては、「イスラム国」は、体系的に、基本的人権や自由を拒否し、文民に対する攻撃の文脈で、人道に対する罪を犯してきた、③「イスラム国」は、虐待、侵害、犯罪(すなわち、殺人および他の非人道的行為、奴隷化、レイプ、性奴隷、強制移住、強制失踪、および拷問等)を犯しており、これらの行為は文民に対して意図的かつ計画的に行われてきた、④「イスラム国」の司令官らは故意に行動し、文民や非戦闘員であることを知りながらその人たちを攻撃する明確な意図をもって戦争犯罪および人道に対する罪を犯しており、当該司令官らはこれらの犯罪に対して個人として刑事責任を負う、と公表している。ロシア・リアノーボスチ通信の同年12月16日付報道によると、イラク人権省のニュース局は16日、「イスラム国」がファルージャ市で「性の聖戦(イスラム国の戦闘員との同居)」の参加を拒否する150人の女性を処刑した(女性の中には妊婦も多くいた)ことを明らかにした、としている⁴³⁾。同月24日、アムネスティは、「イスラム国」を自称する武装グループに拉致されたヤジディ教徒(クルド系少数派)の女性や少女が、拷問や強姦などの性暴力の被害にあっており、ヤジディ教徒の何百という女性や少女が、「イスラム国」の戦闘員や支持者と強制的に結婚させられたり、売られたり、あるいは贈り物扱いを受けている恐るべき実態を公表した(被害者の数は数千にのぼる可能性もある)。同月28日、英国のシリア反体制派団体「シリア人権監視団」は、「イスラム国」は独立宣言以降の半年間でシリアにおいておよそ2000人を殺害したと公表している(内訳は、文民1175人〔児童4人、女性8人を含む〕、シリア政府の官吏および兵士502人、「イスラム国」のメンバー〔逃亡しようとした外国人戦闘員等〕120人、シリア反体制派兵士81人)⁴⁴⁾。

以上の経緯からすると、中谷和弘教授も指摘するとおり、「イスラム国」は、ジェノサイド(集団殺害)、奴隷制度、重大な人権侵害という国際共同体(international community)の一般利益を侵害する国際法違反(対世的義務の違反)を犯していることとなり、さらには、それが現在進行形で継続しているという深刻な状況となっている⁴⁵⁾。したがって、「イスラム国」は、「一般国際法上の基本原則ならびに『国際公法秩序』を構成する国際法規則(すなわち対世的義務・強行規範に関連する国際法規則)」すら平気で無視するような実体とみなしうるのであり、そのような実体とは、国家間関係を持つとする国家はありえないと判断でき、そうである以上、その

ような実体は対外関係を処理する能力を有しないとみなされることとなり、「外交能力」の要件は満たしえないとみなさざるをえない。すなわち、「イスラム国」は第2の構成要素については全く充足していない。現時点までの経緯からすれば、充足させようという素振りすらない。

結論として、第1の構成要素(他国から「独立」した存在であること)は充足しているが、第2の構成要素(国際法を遵守する意思と能力)は全くもって充足していないという点で、外交能力の要件は充足していないと判断しうる。

7. おわりに

イスラム教スンニー派過激派武装集団である「イスラム国」は、国際法上の「国家」と見なしうるのか。本稿における検証の結果、以下のことが指摘できる。「イスラム国」は、モンテヴィデオ条約が示す国家の4要件、すなわち、①永続的住民、②明確な領域、③政府(実効的支配を行う政府)、④他国と関係を取り結ぶ能力(外交能力)、という要件から判断した結果、①と②の要件は満たしているが、③と④の要件は満たしていないという結論に至る。したがって、「イスラム国」は国際法上の「国家」ではない。

しかし、「イスラム国」が国際法上「国家」ではないとしても、当該実体が一定の領域を占拠し一定程度の実効性をもって支配しているという厳然たる事実も存在する。そして、イラク政府ならびにシリア政府は、「イスラム国」の支配エリアを容易には取り戻せないという現状もある。

前述したように、「イスラム国」は、国際共同体の一般利益、すなわち、国際法に基づく国際公法秩序を「無視」というよりは「破壊」しようとする過激派武装集団とみなしうる。これは、国際法共同体の枠組みの中で分離独立を目指す集団というよりは、既存の国際法共同体または国際共同体「それ自体」からの分離独立を目指す集団と捉えることができるもので、今までにはない発想・趣向・価値観から行動する実体といえるであろう。国際法共同体の枠組みの中で国際法に基づく安定的秩序により利益を享受する既存の諸国家からすれば、叩き潰し除去するしかないという方向に向かうのは、当然の適正なリスク・クライシスマネジメントの発想である。したがって、イラク政府ならびにシリア政府の実効的支配の回復のために、安保理決議、集団的・個別的自衛権、執行管轄権の域外適用等の適正な国際法上の根拠にしたがって、アメリカをはじめとする諸国は、現在進行形で、「イスラム国」に対する武力攻撃・経済制裁を実施しているし、今後も実施していくこととなるであろう。

しかし、このような方策のみに終始するというやり方で、果たして、「多角的かつ創造的なリスク・クライシ

スマネジメント」といえるのだろうか。武力攻撃・経済制裁を実施しつつ、同時に、「イスラム国」に既存の国際法共同体の枠組みの中で行動することに利益を見出させるという方策（「イスラム国」が理想とする世界は既存の諸国と共存し、一主権国家という枠組みの中で独自の価値観を具現化することもできるのではないかという発想を促すこと等）も考えていく必要があるのではないだろうか。「イスラム国」が「国際法を遵守する意思と能力」を有する方向に舵を切れば、「イスラム国」の脅威の度合いは格段に下がることとなる。例えば、朝日新聞によるインタビューで、プリンストン大学名誉教授であるリチャード・フォークは、軍事依存の外交では紛争は解決せず、「イスラム国」との対話の道も模索しなければならないのではないか、という趣旨のことを述べている⁴⁶⁾。つまり、現代国際法は多文化社会の1つの絆（いわば、コミュニケーション・ツール）としての役割を有する法（価値観の異なる全世界の諸国のための法、すなわち異質の価値を有する諸国が最大公約数として一致しうる正義を体現するもの）であり、この現代国際法に従うことで既存の国家との対話の道が開かれるという方向に「イスラム国」を誘導することも、「イスラム国」の脅威の度合いを下げる1つの方策である。このような方策を実施する国としては「武力攻撃に手を染めていない国」である必要があり、このような方策を推進する役割を担う国となることこそ、「日本」の果たすべき重要な役割なのではないだろうか。

参考文献

- 1) 柳原正治：“国際法の主体(1) - 国家 -”，プラクティス国際法講義・柳原正治，森川幸一，兼原敦子，第2版，信山社，東京，84，2014。これに対して、小寺彰教授やAkehurst=Malanczuk（“Akehurst=Malanczuk”という特殊な表記の仕方について、本稿参考文献の注7）参照）は（a）から（c）の3要件とする考えを示している。この両者の3要件の考え方については、本稿「4.1 実効的政府の射程」参照。また、本稿では4要件説（国家の成立要件としてモンテヴィデオ条約第1条の4つの要件を必要とする立場、逆に言えば、原則として当該4つの要件が満たされれば「国家」としてみなしうとする立場）をベースに議論を展開していくが、この4要件以外の要件についても詳細に論じる学者もおり、BrownlieやCrawfordが代表的であろう。多文化社会（異質の諸国の集まり）の最大公約数としての価値を反映したもとのとする現代国際法の役割に鑑みれば、当該4要件以外の要件を過度にかつ安易に認めることには抑制的である必要があり、ともすると近代国際法のような一部の特権階級的な国家のみの価値を反映する国際法のあり方に舞い戻ることにもなりかねない。ただし、4要件以外の要件についても、議論の必要性はあると思われるので、本稿の射程からははずすが、別途紙面を分けて論じる予定である。なお、BrownlieならびにCrawfordについては、以下の文献を参照。Brownlie I：“Incidence and continuity of statehood”，Principles of Public International Law. 5th ed., Oxford University Press, 69-84, 1998 ;Crawford J：“The Criteria for Statehood -Statehood as Effectiveness-”，The Concept of Statehood in International Law. 2nd ed., Oxford University Press, 37-95, 2006.
- 2) 小寺彰：“国家承認の法的性質”，パラダイム国際法-国際法の基本構成-。有斐閣，東京，81，2004。
- 3) 多喜寛：“外国の国際法学における国家承認論”，国家（政府）承認と国際法。中央大学出版部，東京，1-37，2014。
- 4) 山崎公士：“外交的保護請求における国籍-ノッテボーム事件-”，国際法判例百選。小寺彰，森川幸一，西村弓。第2版，有斐閣，東京，138-139，2011；波多野里望：“ノッテボーム事件”，国際司法裁判所-判決と意見-第1巻（1948年-63年）-。波多野里望，松田幹夫。国際書院，東京，161-179，1999。
- 5) Brownlie, *supra* note 1, at 70-71; ブラウンリー〔島田征夫ほか（訳）〕：“国家性の発生および継続”，国際法学。補正版，成文堂，東京，66，1992。
- 6) 藤田久一，“国家の成立と基本的地位”，国際法講義 I - 国家・国際社会 -。東京大学出版会，東京，145-146，1992。
- 7) Malanczuk P：“States and governments”，Akehurst’s Modern Introduction to International Law. 7th rev.ed., Routledge, 76, 1997；エイクハースト=マランチュク〔長谷川正国（訳）〕：“国家と政府”，現代国際法入門。成文堂，東京，122，1999。また、本稿における「エイクハースト=マランチュク（Akehurst=Malanczuk）」の表記についてであるが、これは、マランチュクがエイクハーストの教科書を加筆・修正したものであり、少し特殊な形態の書籍なので、このような特殊な表記とする。
- 8) ICJ Reports 1969,3,at 33,para.46。また、Crawford,*supra* note 1, at 50; Malanczuk, *supra* note 7; エイクハースト=マランチュク〔長谷川正国（訳）〕・前掲注（7）121頁についても参照。
- 9) 筒井若水，小寺彰，岩沢雄司，中谷和弘，植木俊哉：“領域主権”，国際法辞典。筒井若水。有斐閣，東京，339，1998。
- 10) パルマス等事件については、Reports of International Arbitral Awards II 829,at 839（1928）参照。また、Malanczuk, *supra* note 7, at 75-76；エイクハースト=マランチュク〔長谷川正国（訳）〕・前掲注（7）121頁についても参照。
- 11) Malanczuk, *supra* note 7；エイクハースト=マランチュク〔長谷川正国（訳）〕・前掲注（7）121頁。
- 12) 桑原輝路：“国家”，講義国際法。皆川洸，内田久司。青林書

- 院新社, 東京, 83, 1982。
- 13) Malanczuk, *supra* note 7, at 77; エイクハースト＝マランチュク〔長谷川正国(訳)〕・前掲注(7) 122-123頁。
 - 14) 小寺彰・前掲注(2) 79-80頁。
 - 15) ここで少し注意が必要なのは、Akehurst＝Malanczukの「他国と関係を取り結ぶ能力」(外交能力)の要件(第4の要件)の捉え方である。Akehurst＝Malanczukは、当該要件について、「一般的に必須のものとは認められていない」とし、当該要件を国家性の要素とすることに否定的な言い方をしている。その理由として、独立性が不完全で限定的な外交処理能力しか持たない「従属国」や条約に基づき外交関係処理能力を制限される「被保護国」も国家とみなすべきであり、したがって、第4の要件は必須とみなすべきではない、という主張のようである。しかしこれは、第4の要件の重要な要素となる「独立性」や「外交処理能力」を、「完全な」独立性、「完全な」外交処理能力というように主観的に意味充填した(Akehurst＝Malanczukによる)捉え方に基づいた上での第4の要件の否定であり、「一定の」独立性、「一定の」外交処理能力という捉え方をすれば、Akehurst＝Malanczukも第4の要件を否定する必要はないのではないだろうか。さらにいうと、Akehurst＝Malanczukは、第3の要件(政府)の説明の中で、実効的政府(政府による実効的支配)について、「対外的には、それは、国際法秩序内で法的に他国に従属することなく、国際的平面で自律的に活動できる能力を意味する」と述べており、「一定の」独立性、「一定の」外交処理能力の必要性は認めているといえる。したがって、本稿では、Akehurst＝Malanczukの「第3の要件」は、「第4の要件」も含めた内容(議論)となっていると位置づけているが、当該第4の要件とは、本稿における「第4の要件」の理解、すなわち「一定の」独立性、「一定の」外交処理能力を要素とする要件を意味するものであり、「完全な」独立性、「完全な」外交処理能力を要素とする「第4の要件」(Akehurst＝Malanczukの主観的な理解)を意味するものではない。この点については、Malanczuk, *supra* note 7, at 77-80; エイクハースト＝マランチュク〔長谷川正国(訳)〕・前掲注(7) 122-127頁参照。
 - 16) Brownlie, *supra* note 1, at 71; ブラウンリー〔島田征夫ほか(訳)〕・前掲注(5)。
 - 17) Malanczuk, *supra* note 7, at 77; エイクハースト＝マランチュク〔長谷川正国(訳)〕・前掲注(7) 123頁。
 - 18) 王志安：“組織化された国際社会での国家形成と承認”，国際法における承認-その法的機能及び効果の再検討-。東信堂，東京，92，1999。
 - 19) Malanczuk, *supra* note 7, at 77; エイクハースト＝マランチュク〔長谷川正国(訳)〕・前掲注(7) 123頁。
 - 20) 王志安・前掲注(18)。
 - 21) ソマリアの経緯に関しては、外務省：ソマリア連邦共和国。2015. <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/somali/data.html#section2>, (参照2015-9-30)。
 - 22) Malanczuk, *supra* note 7, at 77-78; エイクハースト＝マランチュク〔長谷川正国(訳)〕・前掲注(7) 123頁。また、Brownlieも、「不法な占領は、それ自体では国家性を終了させることはできないということになる」とし、「軍事占領が国家性に影響を及ぼさないことは明白である」と述べる。この点に関して、Brownlie, *supra* note 1, at 78; ブラウンリー〔島田征夫ほか(訳)〕・前掲注(5) 72頁, 77頁参照。
 - 23) Malanczuk, *supra* note 7, at 78; エイクハースト＝マランチュク〔長谷川正国(訳)〕・前掲注(7) 123頁。
 - 24) 桑原輝路・前掲注(12) 84頁; 柳原正治・前掲注(1) 90頁。
 - 25) Brownlieも、「いったん国家が成立すると、広い範囲の内紛、あるいは外国の侵略や自然災害による秩序の崩壊は、法人格に影響を及ぼすものとは考えられない」と述べている。これに関して、Brownlie, *supra* note 1, at 71; ブラウンリー〔島田征夫ほか(訳)〕・前掲注(5) 67頁参照。
 - 26) Malanczuk, *supra* note 7, at 78; エイクハースト＝マランチュク〔長谷川正国(訳)〕・前掲注(7) 124頁。
 - 27) Malanczuk, *supra* note 7, at 78; エイクハースト＝マランチュク〔長谷川正国(訳)〕・前掲注(7) 123頁。
 - 28) Malanczuk, *supra* note 7, at 79; エイクハースト＝マランチュク〔長谷川正国(訳)〕・前掲注(7) 125頁。また、桑原輝路・前掲注(12) 84頁についても参照。
 - 29) 柳原正治・前掲注(1) 82-83頁。
 - 30) 「他国と関係を取り結ぶ能力」、「独立」、「主権」の三者それぞれの違いを際立たせて説明する捉え方もあるようであるが、基本的には同様のもの(少なくとも同じ範疇のもの)と捉えることができるという認識に立ち、本稿では当該三者は同様のものとして扱う。例えば、Brownlieは「独立」という用語を用いて第4の要件を説明しているが、「独立」は「他国と関係を取り結ぶ能力」と同様のものとし、「主権」は「独立」と同義語として用いられることがあると説明する(Brownlie, *supra* note 1, at 71, 76; ブラウンリー〔島田征夫ほか(訳)〕・前掲注(5) 67頁, 70頁)。また、小寺彰教授も上記三者を同様のもの、または、同じ範疇のものと捉えているようである(小寺彰・前掲注(2) 79-80頁)。
 - 31) 栗林忠男：“国際法の主体”，現代国際法。慶應義塾大学出版会，東京，88，1999。
 - 32) Brownlie, *supra* note 1, at 72; ブラウンリー〔島田征夫ほか(訳)〕・前掲注(5) 67頁。
 - 33) Brownlie, *supra* note 1, at 72; ブラウンリー〔島田征夫ほか(訳)〕・前掲注(5) 67頁。
 - 34) 王志安教授は、満州国の創設については、国家の成立要件(特に「独立」要件)からの判断も重要な意義を有していたとしており、国際法上ある実体が政策決定に関して外国からの組織的かつ恒常的コントロール下にある場合、その実体は国際法上の国家に値せず、それは「傀儡国家」であって国際法人格を持つものとは言えず、この意味において、

「満州国」は伝統的国際法上の承認基準に照らして「国家たる資格」を有していなかった、と述べている。この点に関して、王志安・前掲注(18) 79-80頁参照。

- 35) 山本草二：“国家の権利能力”，国際法．新版，有斐閣，東京，126-127，1994。
- 36) 高野雄一：“国家と国際法”，国際法概論(上)．全訂新版，弘文堂，東京，130，1990。
- 37) 高野雄一・前掲注(36)。
- 38) 以上の経緯について、国枝昌樹：“急速に勢力を拡大する「イスラム国」”，朝日新書イスラム国の正体．朝日新聞出版，東京，14-15，27-30，2015；高橋和夫：“イスラム国とは何なのか”，幻冬舎新書イスラム国の野望．幻冬舎，東京，50-51，2015参照。
- 39) 菅原出：“世界にテロを輸出せよ”，講談社現代新書「イスラム国」と「恐怖の輸出」．講談社，東京，114-118，2015。
- 40) 翁長忠雄：シリアの半分掌握か-IS、パルミラ制圧声明-．朝日新聞．朝刊，1，2015-05-22。
- 41) 国枝昌樹：“イスラム国の正体”・前掲注(38) 56-59頁。
- 42) 高橋和夫：“イスラム国はいつまでもつか”・前掲注(38) 166-169頁。
- 43) 崔蓮花(訳)：“イスラム国が「性の聖戦」を拒否した150人の女性を殺害”．新華ニュース．2014-12-17.<http://www.xinhua.com/social/55771>，(参照 2015-11-24)。
- 44) 以上の経緯は、中谷和弘：“「イスラム国」と国際法．国際問題，No.642，6，2015に基づくものである。
- 45) 中谷和弘・前掲注(44)。
- 46) 石合力：インタビュー「国家」を超えて(リチャード・フォーク)．朝日新聞．朝刊，17，2015-6-26。